

2016年4月15日

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

熊本県熊本地方の地震に係る災害救助法適用のお知らせ

このたびの熊本県熊本地方の地震により被害を受けられました皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。一日も早く復旧されますようお祈り申し上げます。

なお、当社では、被害を受けられたお客さまのご契約について、下記の取扱いを実施いたしますのでご案内申し上げます。

【災害救助法適用地域の特別取扱い】

1. 保険料払込猶予期間の延長

お申し出により、保険料の払込みについて猶予する期間を最長6カ月間に延長いたします。

2. 保険金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払い

お申し出により、必要書類を一部省略する等により、簡易迅速な取扱いをします。

【災害救助法適用地域】

<熊本県> 熊本県内全45市町村

ご加入いただいておりますお客さまからのご連絡、お問い合わせは、ご契約の取扱代理店または下記の窓口にて承っております。

お客さまサービスセンター
電話 0120-324-386 (無料)
※受付時間：月～金 9時～18時 土 9時～17時
(日・祝日・年末年始を除きます)

以上